

特定家畜伝染病防疫指針（案）

- （ 1 ）口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）
- （ 2 ）高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）
- （ 3 ）牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針 (案)

【目次】

（前文）

第1 基本方針

- 1 殺処分等
- 2 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限
- 3 ワクチン

第2 防疫措置

1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置

- (1) 異常家畜の通報、(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置、
- (3) 都道府県畜産主務課の措置、(4) 衛生管理課の措置、(5) 病性の決定

2 病性決定時の措置

- (1) 発表、(2) 防疫対策本部の設置、(3) 家畜防疫員の動員、
- (4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣、(5) 公示、通報及び報告

3 発生地における防疫措置

- (1) 一般緊急措置、(2) と殺の指示及び評価、(3) 殺処分、(4) 死体の処理、
- (5) 消毒等、(6) 汚染物品の処理、(7) 人員の確保、
- (8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

4 接触したおそれのある感受性動物の追跡

- (1) 追跡調査、(2) 調査に基づく措置

5 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限

- (1) 通行の制限又は遮断、(2) 移動制限区域、(3) 搬出制限区域

6 立入検査、血清疫学調査等

7 ワクチン

8 感染源及び感染経路の究明

9 防疫対策組織

- (1) 現地対策本部（家畜保健衛生所等）、(2) 都道府県対策本部（都道府県）、
- (3) 中央対策本部（農林水産省）

第3 防疫対応の強化

- 1 危機管理体制の構築
- 2 試験研究機関等との連携
- 3 適切な飼養衛生管理方法の助言等

第4 その他

1 家畜の検査と主な病変

- (1) 牛、(2) 豚

2 病性鑑定用材料の採取と送り方

- (1) 水疱材料が得られる場合、(2) 水疱材料が得られない場合、(3) 血液採取、
- (4) 材料の運搬

3 本病以外の海外悪性伝染病における本指針の準用

口蹄疫（以下「本病」という。）は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病はきわめて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、莫大な経済的被害が生じるほか、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限がかけられ、この国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

我が国は島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1908年の発生を最後に、長く清浄性を保ってきたが、2000年に92年ぶりとなる発生が確認され、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の制定以来初めて、その発生に伴うまん延防止措置が実施された。同年12月には、本病の発生とその後の経緯において明らかとなった課題に対応するため、法の一部が改正され、輸入検疫措置及び国内防疫措置の強化を図るとともに、翌年9月には、我が国における家畜防疫を効果的かつ効率的に実施するため、家畜防疫を総合的に推進するための指針（平成13年9月6日付け大臣公表）を策定し、家畜防疫の基本的な推進方向、関係者の役割分担等を示したところである。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染動物、汚染畜産物、船舶又は航空機の汚染厨芥、わら、乾草等の飼料又は敷料に加え、風による飛散などが想定されるほか、鳥、人などによって運ばれるものなど様々である。こうした本病病原体侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局（OIE）が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置が採られている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、我が国で最も警戒すべき家畜伝染病の一つである本病に関して、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行っていくこととする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に仮に本病が発生した時はその被害を最小限に食い止めることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

関係者にあつては、本病に係る防疫の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

1 殺処分等

- (1) 本病が発生した場合は、法第16条の規定に基づく患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）のと殺、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある、これらは原則として家畜又はその死体等の所有者（管理者を含む。以下同じ。）が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。
- (2) 患畜等の死体及び汚染物品は発生地（患畜又は疑似患畜の所在する場所を含む。以下同じ。）において焼却、埋却又は消毒することを原則とするが、その数量、現地の地形等によって発生地で実施困難な場合は、適切な消毒の実施等病原体の散逸防止に万全を期しつつ他の場所（化製場を含む。）に輸送し、焼却、埋却又は化製（疑似患畜に限る。）する。

このため、家畜の所有者は、都道府県と連携し、患畜等の死体及び汚染物品の処理が速やかに実施できるよう、あらかじめ市町村等と協議を行い、その処理方法の検討及び焼却、埋却等の場所の確保に努める。また、都道府県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、本病の集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却及び化製処理が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

2 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限

家畜及びその死体等の移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的にその履行を確保する。

- (1) 発生地は、法第15条の規定に基づき、通行の制限又は遮断を行い、応急的な防疫措置（予備的消毒、家畜の殺処分その他病原体の散逸防止のための措置）が終了するまでの間、人を含めすべての物品の移動、搬入及び搬出を禁止又は制限する。
- (2) 移動制限区域（原則として発生地を中心として半径10km以内）等の規制は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、都道府県知事が規則を定めて行うことを原則とするが、制限が広範囲の地域に及ぶ場合等必要があるときは、法第47条の規定に基づき、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は、法第32条第2項の規定に基づき、農林水産大臣が自ら区域を指定し、家畜及びその死体等の移動を制限する。

3 ワクチン

- (1) 本病の現行のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序に使用した場合、ウイルス保有動物が生じることにより国内に病原体が定着するおそれがあり、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。このため、我が国の

本病の防疫では、早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な防疫方法である。

万が一、発生が周囲に広く拡大し、摘発・淘汰によるまん延防止が不可能となった場合においてのみ、ワクチンの使用を検討することとなるが、使用に当たっては、専門家からの助言を踏まえた農林水産省の指示に基づいて、家畜防疫員の監視の下、計画的な接種を行うことが必要である。

- (2) 農林水産省は、ワクチンの購入及び備蓄を行うとともに、注射関連資材の備蓄に努め、ワクチン接種の実施に当たって、法第49条の規定に基づき、都道府県に譲与又は貸付する等の措置を講ずる。また、都道府県は、緊急時の防疫資材の入手方法等を検討するとともに、初動防疫に必要な資材の備蓄に努める。

第2 防疫措置

1 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置

(1) 異常家畜の通報

本病は空気伝播などにより急速に拡大する急性伝染病であり、本病の症状を呈する異常家畜（以下「異常畜」という。）の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、病原体のまん延防止の観点から極めて重要である。したがって、都道府県は、偶蹄類の家畜（牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし。以下同じ。）の所有者に対し、常日頃から当該家畜の状態を観察し、口腔や蹄などに水疱の形成等の異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導する。

また、家畜の所有者は、日頃から疾病に関する正確な知識と衛生管理技術の習得に努め、万一の発生の際には冷静かつ的確な対応をとれるよう備えることが重要であることから、農林水産省、都道府県等は関係者に対し、必要な情報の伝達及び普及・啓発に努める。

(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置

家畜防疫員及び家畜保健衛生所は、家畜の所有者、獣医師等から異常畜を発見した旨の通報があった場合には、次に掲げる対応を行う。また、法第5条、第31条又は第51条の検査時に家畜防疫員が異常畜を発見した場合であっても、これに準じて措置する。

ア 家畜防疫員は、通報があったときは、当該通報に係る事項を調書に正確に記録し、緊急的な措置について次の指導又は依頼を行うとともに、家畜の所有者等に対し、現地到着予定時刻を連絡する。

(ア) 異常畜の所有者に対する指導事項

- a 口蹄疫という極めて悪性の伝染病に似ていることを周知すること。
- b 確実な診断が得られるまでの間、すべての動物（偶蹄類以外の動物を含む。）をけい留又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講じるまでの間、閉鎖すること。
- c 当該家畜の飼養場所（以下「農場」という。）の出入口を一か所のみとし、消毒槽を設け、防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。

- d 応急的な消毒を行うこと（人に対する消毒を含む。）。
 - e 急病等の緊急かつやむを得ない場合以外は外出をせず、農場及びその関連施設の外に物を搬出しないこと。また、外出する場合は、（イ）のbの規定に従うこと。
 - f 当該家畜の生乳、精液等の生産物及び糞、敷料等の排泄物は他の家畜、人及び物と接触することがないように措置すること。
- （イ）異常畜を診断又は検案した獣医師に対する指導又は依頼事項
- a 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、（ア）の事項が遵守されるよう助言及び指導すること。
 - b 当該農場を去る前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車、携行用具、衣服等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - c 異常畜が本病でないと判明するまでは、偶蹄類の動物と接触しないこと。なお、本病と判明した場合は、異常畜を診断又は検案した後7日間は偶蹄類の動物と接触しないこと。
- （ウ）と畜場において異常畜が発見された場合の措置事項
- a と畜場での家畜及び畜産物の搬出入を緊急的に停止すること。
 - b 異常畜の出荷農場を直ちに特定し、（ア）の指導を行うこと。
 - c 異常畜を発見したと畜場において、と畜検査員と相談の上、と畜場内や立入者、車両等の適切な防疫措置を行うこと。また、異常畜以外に搬入されている家畜の出荷農場の特定を行うとともに、当該農場において経過観察等の防疫措置を講じること。
- イ 家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から通報があったときは、家畜保健衛生所長に当該通報のあった旨を報告し、アに規定する調書を都道府県畜産主務課にファクシミリ等で送信するとともに、その概要、現地到着予定時刻及びその後の連絡方法について電話で連絡する。
- ウ 家畜保健衛生所長は、当該通報のあった旨の報告を受けた後直ちに家畜防疫員に必要な用具を携行させ現地に急行させるとともに、発生農場に立ち入る家畜防疫員、家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の間の連絡担当者の設置、現地周辺の家畜の飼養状況等の関連資料の準備を行う。
- エ 家畜防疫員は、現地到着後、車を農場施設の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって施設内に入る。
- オ 家畜防疫員は、第4の1によることを基本として一般臨床所見を中心に検査を実施するとともに、疫学的調査も併せて行う。
- カ 本病が否定される場合には、家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。
- （ア）現地で行った検査及び調査の結果（以下「現地概要」という。）及び判断の根拠を家畜保健衛生所の連絡担当者に電話で連絡し、連絡担当者は家畜保健衛生所長に確認の上、都道府県畜産主務課に電話連絡するとともに、現地概要の調書を速やかに作成し、ファクシミリ等で送信する。
- （イ）都道府県畜産主務課から家畜保健衛生所長を通じて特別の指示があれば、それに従う。都道府県畜産主務課は、本病が否定されることを確認した場合

には、飼養農場等に対する指示を解除する。

キ 本病が否定できない場合には、家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。

(ア) 力の(ア)の場合と同様、都道府県畜産主務課に連絡し、その後の指示を求める。

(イ) 適切に病性鑑定用材料を採取し、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所(以下「動物衛生研究所」という。)に搬送する。この場合の搬送については、あらかじめ現地に急行する家畜防疫員を定めておく。ただし、本病が継続的に発生する場合において、症状からもその病性が明らかであるとき等においては、材料の採取を不要とすることがある。

(ウ) 材料の採取は、第4の2によることを基本とし、必要に応じて、都道府県畜産主務課又は農林水産省消費・安全局衛生管理課(以下「衛生管理課」という。)を通じ、動物衛生研究所に技術的な助言を求め、又は、動物衛生研究所専門家の派遣等を要請する。

(エ) 病性決定までの間、殺処分の場所、焼却又は埋却の別等その後の防疫の段取りを検討する。

(オ) 都道府県畜産主務課の指示があるまで現地を離れない。

(カ) 初発の場合には、家畜防疫員は現場の所見のみで直ちに本病と決定しない。

(3) 都道府県畜産主務課の措置

ア 異常畜報告時

都道府県畜産主務課は、(2)のイの家畜防疫員の報告があったときは、患畜等の発生の場合を想定し、準備に着手する。

(ア) 特に次に掲げる場合には、至急、衛生管理課に電話で連絡するとともに、届出調書をファクシミリ等で送信する。

a 発症家畜が複数あること。

b 発症後数日で群内に広がりがあること。

(イ) 緊急防疫に必要な家畜防疫員の待機状況、各家畜保健衛生所等における緊急連絡網の整備状況(電話、ファクシミリ、電子メール等)及び防疫用資材の調達計画を点検する。

イ 本病が否定される場合

(ア) (2)の力の(ア)の連絡があった場合には、否定されると判断する根拠について、十分に質問し、それを確認する(疑わしい事項があれば、更にその追求を指示する。)。

(イ) 本病が否定されると確信する場合には、家畜防疫員の待機を解除することとするが、アの(ア)により衛生管理課に連絡を行っている場合には、衛生管理課にその旨を電話で連絡するとともに、現地概要の調書をファクシミリ等で送信し、指示を受けた後、家畜防疫員の待機を解除する。

ウ 本病が否定できない場合

(ア) (2)のキの(ア)の連絡があった場合には、病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施・準備等について必要な指示を与える。

(イ) 衛生管理課にその旨を電話連絡するとともに、現地概要の調書をファクシ

ミリ等で送信する。必要であれば現地の家畜防疫員から直接異常の状況等について衛生管理課に連絡させることとし、その際はデジタルカメラ等を用いた通信画像も活用する。

(ウ) 9の口蹄疫都道府県防疫対策本部及び口蹄疫現地防疫対策本部の設置を準備する。

エ アの(ア)のa又はbの場合には、衛生管理課に確認した上で、都道府県内関係市町村及び隣接都道府県の畜産主務課に対しても現地調書の概要により連絡するが、連絡を受けた市町村及び都道府県は、この時点の情報の取扱いには、慎重を期する。

オ 周辺市町村の家畜の飼養状況等衛生関連情報の整理を行うとともに、発生農場との関連場所(家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係の出入り等)について、風評等に配慮し、情報管理に慎重を期しつつ調査を開始する。

カ 初発の場合には、都道府県畜産主務課は、(2)のイに基づく現場からの報告のみで直ちに本病と決定しない。

(4) 衛生管理課の措置

ア (3)のアの(ア)又はウの(イ)により都道府県畜産主務課から報告を受けたときは、直ちに動物衛生研究所に電話で連絡し、現地概要の調書をファクシミリ等で送信するとともに、都道府県畜産主務課に病性鑑定材料の採取・送付、臨床所見、疫学所見等診断の参考となる追加情報の収集、防疫措置の実施又は準備等の状況を確認し、必要な指示を行う。

イ (3)のアの(ア)のa又はbの場合には、その旨を動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡し、協力体制の準備を依頼するとともに、係官の派遣を検討し、口蹄疫中央防疫対策本部の設置を準備する。

ウ 動物衛生研究所の行った病性鑑定の成績を直ちに病性鑑定依頼を行った都道府県畜産主務課、動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡する。

エ 防疫措置終了までの間、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会(以下「牛豚等疾病小委員会」という。)を開催する。

(5) 病性の決定

衛生管理課は、現地調査結果、疫学調査結果及び動物衛生研究所の病性鑑定の成績に基づき、必要に応じて、牛豚等疾病小委員会の意見及び助言を聴いて病性を判断することとし、本病の患畜又は疑似患畜と診断することが適当と判断した場合には、直ちに、その旨都道府県畜産主務課に連絡する。

続発する場合も、原則として同様とするが、本病が発生した都道府県畜産主務課の判断に委ねる場合は、その旨を衛生管理課から当該都道府県畜産主務課に連絡する。

2 病性決定時の措置

(1) 発表

ア 発表内容は、あらかじめ定めた様式を参考に、衛生管理課と都道府県畜産主務課とで調整する。

イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、衛生管理課は地方農政局及び関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は衛生管理課と調整した上で、都道府県警察本部、都道府県食品衛生担当部局等関係機関、都道府県内市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

ウ 発表は、農林水産省と都道府県とがそれぞれ行う。この場合、農林水産省と都道府県とは、あらかじめ整備している情報提供ルートに沿って関係者に周知する。

エ 衛生管理課及び都道府県畜産主務課に広報担当者を置く。

オ 新たな発生、移動の規制等の事実関係は、必要に応じ、その都度新聞社、テレビ局等の報道機関に資料を配付するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

(2) 防疫対策本部の設置

ア 9に定めるところにより、農林水産省に口蹄疫中央防疫対策本部（以下「中央対策本部」という。）、本病の発生都道府県に口蹄疫都道府県防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び家畜保健衛生所等に口蹄疫現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）をそれぞれ設置する。

イ 各対策本部には、緊急用専用電話及び専用ファクシミリを備えつける。

ウ 各対策本部の設置を公表し、現地対策本部においては、必要に応じ本病の概要、留意点等を記載した文書を作成し、関係者に配布する。関係機関及び関係団体（市町村、農協、警察、家畜市場、と畜場、農業共済団体、都道府県獣医師会、開業獣医師、人工授精所、牛乳工場、食肉加工場、飼料会社等）には、文書で各対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を要請する。

(3) 家畜防疫員の動員

都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所は、必要な人数の家畜防疫員に対して集合を命じ、その他の家畜防疫員についても当分の間（約2週間）、常時その行動や所在を把握する。その後の発生状況等に応じて、本病が発生した都道府県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、衛生管理課に対して、不足員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼する。

(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣

衛生管理課は、必要に応じ、動物衛生研究所、動物医薬品検査所、動物検疫所等関係機関の協力を得て防疫の専門家を発生都道府県に派遣し、防疫に関する技術的助言を行う。

(5) 公示、通報及び報告

都道府県は、法第13条第4項の規定に基づき本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報及び報告を行う。

3 発生地における防疫措置

発生地における以下の防疫措置は、原則として家畜又はその死体等の所有者が行うこととなるが、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫

員自らが実施できる。

(1) 一般緊急措置

ア 現地の家畜防疫員により措置する場合は、現地対策本部は、現地対策本部長等を総括責任者として定め、かつ、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、都道府県等の協力方針、法第52条の2の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。

ウ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定頭数（畜種別）、殺処分の方法、死体処理方法、家畜共済への加入の有無、消毒面積等防疫措置に必要な事項について同本部に確認し、指示を受ける。

エ 畜舎の外部の見やすい場所に発生標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか綱を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。

オ すべての動物の隔離又はけい留、排水口の閉鎖を再確認する。

カ ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、家畜の管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。

キ カラス、ネズミ等野生動物を駆除するとともにその侵入防止対策を講じる。

(2) と殺の指示及び評価

ア 家畜防疫員は、(3)のオによる殺処分の対象とされた家畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。

イ 法第58条第4項に定める評価人の現地到着を待って、殺処分予定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、防疫衣を着用し、ウイルスの散逸防止に細心の注意を払う。

ウ 殺処分に先立って、評価人の評価を基に、家畜防疫員はへい殺畜等手当金交付規程（昭和32年農林省告示第119号）別記様式第2号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期するため、個体（ただし、多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚にあっては群ごとの代表的な個体。）ごとに写真を撮影しておく。

(3) 殺処分

ア 殺処分を行う場所は、畜舎内又はその後の死体処理に便利な場所のいずれでも構わないが、なるべく公衆の目に触れない場所を選定する。

イ 畜舎外で殺処分する場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を行い、家畜の逃亡を防止しなければならない。

ウ 殺処分は、発症家畜に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法により迅速に行うものとする。

エ と殺後、必要に応じ、個々の家畜について、口腔、鼻腔、蹄部等における病

変の有無を調べ、記録する。

オ 殺処分の対象家畜は、患畜及び原則として次の（ア）から（ウ）までに該当する疑似患畜とする。

（ア）患畜と同じ農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。

（イ）患畜の飼養管理者が同一に管理している他の農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。

（ウ）その他（ア）及び（イ）に準ずるものとして家畜防疫員が認める偶蹄類の家畜（都道府県畜産主務課と事前に協議する。）。

カ 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を優先する。

（４）死体の処理

ア 法第 21 条の規定に基づき、原則として、発生地又はその付近において焼却又は埋却を行う。

イ アの用地の確保が困難な場合には、原則として、と殺後、適当な焼却若しくは埋却場所までコンテナ車両を用いるか、不浸透性のシートで包み運搬して処理するか、又は十分な処理能力を有する化製場において化製する（ただし、化製の対象は、疑似患畜の死体に限る。）。

ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

（ア）積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

（イ）コンテナ車両がない場合は、床及び側面を 1 枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆う。

（ウ）車両には、消毒液を搭載するとともに、家畜防疫員が処理する場所まで同行する。

（エ）運搬後は、車両及び資材を（６）に準じて直ちに消毒、焼却又は埋却を行う。

エ 焼却又は埋却する場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

オ 埋却する場合は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）別表 2 の基準により行い、埋却する穴の深さを 4 ~ 5 m とし、埋却された家畜の死体の上に 2 m の覆土ができるようにする。地形が許す限り、牛 2 頭程度を併列で細長く埋却する。

なお、成牛 20 頭、豚又はめん羊 60 頭を併列で細長く埋却するためには、縦約 10 m の用地を必要とする。

カ 焼却する場合は、規則別表第 2 の基準により行う。

キ 化製する場合は、常法によるが、運搬車両から原料搬入口までは、シートを敷詰める等により汚染が最小限となるよう留意し、防疫上の安全性確保及び化製製品の円滑な流通確保の観点から、原料置場と製品置場とを隔てて設置し、消毒実施状況を確認するため、設備及び資材の消毒が終了するまでの間、家畜防疫員が立会いを行う。

（５）消毒等

ア 消毒は、その対象物に応じ、規則別表第 2 により行うこととし、本病ウイルス

スに有効な苛性ソーダ（２％）、苛性カリ（２％）、炭酸ソーダ（４％）、ホルマリン液（１０％）、消石灰（有効なpHを確保できること）、蒸気等により行う。

イ 農場の出入口は、一か所のみとし、消毒槽及び噴霧消毒器を備え付ける。

ウ 消毒に取り掛かる前に作業員の被服は消毒済みのものと取り替える。

エ 家畜に接した又は接したおそれのある器具及び衣服を集め、消毒液に浸すか又は煮沸する。

オ 農場全体を十分に消毒する。

カ 農場の下水及び排水溝に消毒薬を投入する。

キ 農場でのネズミ等野生動物の駆除を実施する。

ク 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、本病ウイルスに有効な消毒薬、蒸気等により繰り返し消毒を実施（少なくとも１週間間隔で３回以上）する。

（６）汚染物品の処理

汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物及び糞、敷料等の排泄物並びにこれらに接触した又は接触したおそれのあるものとし、原則として、次のとおり焼却、埋却又は消毒を行う。

ア 疑似患畜の死体を解体した一部（肉、骨、臓器、皮等）は、焼却又は埋却する。

イ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。

ウ 家畜の糞、敷料等の排泄物は、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、散逸防止措置を行った上で堆肥化する（発酵消毒）。

エ 飼料、乾草及びわらはは、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却する。また、感染源でないことが確実に判断できるものであって、サイレージ以外のものは、くん蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場での利用を認めることとする。

オ 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。

カ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き焼却又は埋却する。

（７）人員の確保

ア 現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が、関係機関及び関係団体の協力を得て確保する。

イ しかしながら、防疫措置の遅延により発生の拡大が見込まれる場合には、発生都道府県は、衛生管理課の調整の下、他都道府県の家畜防疫員等の派遣要請を行う。

ウ さらに、想定を超える規模の発生があり、ア及びイによる対応では十分な防疫措置が講じられず、発生の拡大による当該地域の経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、衛生管理課と協議の上、都道府県知事より自衛隊への派遣要請を行う。

（８）防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

- ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。
- イ 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。
- ウ 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。
- エ 帰庁（宅）後、移動に利用した車の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。
- オ 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、エの措置を再度実施する。なお、従事者の雇用に当たっては、あらかじめ、家畜飼養の有無を調べ、偶蹄類の動物を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、慎重を期する。

4 接触したおそれのある感受性動物の追跡

(1) 追跡調査

- ア 1の(2)により家畜防疫員が現地調査を行った結果、本病が否定できない場合には、家畜防疫員は過去21日間の家畜の移動（出入りを含む。）及び過去7日間の人の出入りその他の接触を調べ、現地概要の調書を連絡担当者を通じて都道府県畜産主務課に通報する。
- イ 都道府県畜産主務課は、通報のあったすべての情報について、それぞれの所在する場所を管轄する家畜保健衛生所に追跡調査の準備をするよう指示し、発生農場で1の(3)のアの(ア)のa又はbの場合には直ちに、これ以外の場合には本病と決定された後、調査を行わせる。調査に当たっての措置については、1の(2)に準ずる。
- ウ 都道府県畜産主務課は、家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係等について、関係者の協力を得ながら状況を把握し、病性決定後、直ちにその協力を得て調査を開始する。
- エ 都道府県畜産主務課は、関係場所が他都道府県にわたる場合には、衛生管理課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。当該都道府県畜産主務課はイと同様に追跡調査を行わせる。

(2) 調査に基づく措置

家畜防疫員は、患畜等と接触した、又は接触したおそれのある偶蹄類の家畜について隔離を指示し、原則として、以下のとおり患畜又は疑似患畜となるおそれのある家畜に対して防疫措置を行う。

- ア 患畜と接触した獣医師、人工授精師、削蹄師等が病性決定までに他の偶蹄類の家畜に接触した場合は、当該家畜を疑似患畜として殺処分し、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。
- イ 患畜と病性決定から過去7日以内に接触したことが明らかな偶蹄類の家畜は、疑似患畜として殺処分及び焼却又は埋却を行い、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行わないよう指導する。

ウ その他イ以外の家畜にあっては、接触の程度、経過日数その他参考となる事項をもとに、衛生管理課と電話で協議し、処置する。

エ 患畜となるおそれのある家畜として隔離を指示したものについては、臨床症状の観察とともに、接触後14日を経た後に血清検査を実施し、感染の有無を判断する。

オ 殺処分及び隔離の場合は指示書を当該家畜の所有者に交付する。

5 移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限

都道府県は、法第32条、第33条及び第34条の規定に基づき、移動の規制及び家畜集合施設の開催等の制限を、移動制限区域と搬出制限区域に区分し行うほか、発生地については、法第15条により通行の制限又は遮断を行う。

(1) 通行の制限又は遮断

ア 範囲

発生地及びその周辺に限定する。

イ 規制の期間

72時間以内（応急的な防疫措置、すなわち、予備的消毒、家畜の殺処分、その他病原体の散逸防止のための当面の措置が完了するまでの期間とするが、72時間を超えてはならない。）に限定する。

ウ 規制の内容

人及び物品を含めたすべてのものの移動、搬出及び搬入を制限する。通勤・通学、医療、生活必需品確保、郵便等のための人の通行については、適当な消毒等（靴底消毒、畜産関係者の着衣の消毒、通行路の制限等）の措置を行った上で認める場合を除き、不要不急の通行は禁止する。

エ 手続、標示等

通行の制限又は遮断の手続、標示等については、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第3条の規定に基づき行うこととし、事前に市町村の協力を得る等、関係住民に対し、その概要及び必要性を説明するとともに、管轄の警察署長に対し周辺の混乱防止について協力を要請する。

(2) 移動制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、発生地を中心として半径10km以内の地域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、衛生管理課と協議の上、半径5～30kmの範囲において拡大又は縮小することができる。

(イ) (ア)で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、半径5kmの範囲まで縮小することができる。

(ウ) 範囲の設定は、市町村等行政単位の区域、又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なもので定める。

イ 規制の期間

発生の確認後速やかに規制し、その規制期間は、原則として、最終発生例の殺処分完了後21日間とする。この期間は、発生の推移に応じて増減する。

ウ 規制の内容

- (ア) 生きた偶蹄類の家畜の移動は禁止する。
- (イ) 原則として、偶蹄類の家畜に関する次に掲げるものについては、病原体をひろげるおそれのある物品として移動を禁止する。
 - a 発生地及び患畜の発生するおそれの大きい近接農場で搾乳された生乳（ただし、陰性が確認された近接農場は除く。）。
 - b 使用された家畜管理用具、敷料、飼料、糞尿等（ただし、敷料及び糞尿については、家畜防疫員が当該農場の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上やむを得ないと認める場合は、その移動経過を記録の上、移動制限区域内の処理施設、畑地等へ移動することができる。）。
 - c 家畜の死体（移動制限区域外で死亡したもの及び移動制限区域内で死亡したもののうち、2の（4）のイ及びウに掲げる方法で運搬されるものであって、家畜防疫員が、当該家畜の飼養されていた農場の他の家畜に臨床的な異常がないことを確認し、かつ、環境保全上移動させることがやむを得ないと認めたものについては、移動制限区域内の処理施設に移動することができる。なお、移動制限区域内で死亡したものを移動する場合には、その移動の経過を記録するものとする。）。
 - d 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵。
- (ウ) と畜場及び家畜市場は閉鎖する。
- (エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。
- (オ) 家畜人工授精は中止する。ただし、家畜の所有者が移動制限区域以外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う場合は、この限りでない。
- (カ) 新たな放牧は中止する。

エ 規制の除外例

原則として、規制後21日間は、例外を設けないこととするが、21日間経過後、次により例外を設けることができる。

- (ア) 移動制限区域内のと畜場及び家畜市場の再開（発生地から半径5kmの地域内を除く。この場合には、家畜市場で取り扱う家畜は、その地域内のと畜場でと殺する目的のもののみとする。）。
- (イ) 移動制限区域外からの偶蹄類の家畜の移入。
- (ウ) 発生地から半径5kmより外の地域で移動制限区域外の家畜人工授精所で採取した精液を用いて行う人工授精の再開。

オ 移動制限区域内での指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、以下の事項について関係者への指導を行う。

- (ア) 偶蹄類の家畜飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛及び入出場時の消毒。
- (イ) 生乳輸送時の生乳輸送車の消毒、生乳タンク排気口の消毒薬で濡らした布による被覆、集乳経路の検討（ウイルス散逸の危険の小さい地域から大きい地域）等のウイルス散逸防止措置及び集乳経路の記録。
- (ウ) 飼料輸送時の輸送車の消毒、配送経路の検討、飼料受渡し場所の制限等のウイルス散逸防止措置及び配送経路の記録。
- (エ) 獣医師が偶蹄類の家畜の診療を行う場合の最小限の器具及び薬品の携行、

農場入出場時の身体、器具、車両等の消毒、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等の着用・使用、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等のウイルス散逸防止措置及び診療経路の記録。

(オ) 以上の指導事項の履行を容易にするための移動制限区域境界付近及び移動制限区域内における共同車両消毒施設の設置。

(カ) 生乳の家畜への利用中止。

(キ) 死亡獣畜取扱場、化製場及び食肉加工施設における入出場車両の消毒（なお、必要に応じ家畜防疫員が施設に立ち入り、その履行状況を監視することで円滑な生産物の流通を確保する。）。

(ク) 野生動物と偶蹄類の家畜の接触が想定される地域にあつては、接触防止のための畜舎出入口の囲障の設置、放牧家畜の囲い込み等。

カ その他

(ア) 移動制限区域については、その設置に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

(イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、警察等の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

(3) 搬出制限区域

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径20km以内の地域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、衛生管理課と協議の上、半径10～50kmの範囲において拡大又は縮小することができる。

(イ) (ア)で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、半径10kmの範囲まで縮小することができる。範囲の設定方法は、移動制限区域の場合に準ずる。

イ 規制の期間

原則として、初発後21日間とする。

ウ 規制及び指導の内容

(ア) 生きた偶蹄類の家畜の搬出制限区域以外への移動を禁止する。

(イ) 生きた偶蹄類の家畜の導入先において14日間以上けい留する（と畜される家畜を除く。）。

(ウ) と畜用以外の家畜を入場させる家畜市場の開催を中止する。

(エ) 共進会その他家畜を集合させる催物の開催を中止する。

(オ) 偶蹄類の家畜飼養場所への畜産関係者の出入りを自粛し、入出場時の消毒を励行し及びその実施を容易にするための共同車両消毒施設を設置する。

(カ) 生乳の家畜への給与を中止する。

エ その他

(ア) 搬出制限区域については、その設置に関し、その都度関係機関に通知するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。

(イ) 規制の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、警察等

の協力を得るほか、運送業者等への連絡を行う。

6 立入検査、血清疫学調査等

関係都道府県は、移動制限区域及び搬出制限区域内の偶蹄類の家畜の飼養場所、移動制限区域及び搬出制限区域から発生前21日以内に偶蹄類の家畜を導入した場所のほか、必要に応じ衛生管理課が指示した場所について、速やかに立入検査を行い又は診療獣医師の協力を得て、臨床上の異常の有無の確認、家畜の移動の有無等の疫学的調査を行うとともに、動物衛生研究所の協力の下、必要に応じ衛生管理課が指示する方法により血清疫学調査を実施する。

7 ワクチン

ワクチンは、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第31条の規定に基づき実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所（横浜）、同神戸支所及び門司支所博多出張所とし、発生時に必要に応じて発生地域を含む関係都道府県の施設等に移送する。
- (2) 衛生管理課からワクチン接種を行う旨の連絡があった都道府県は、接種地域や接種頭数について、衛生管理課と協議し決定する。
- (3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条の規定に基づき該当都道府県に譲与又は貸付する。該当都道府県は、譲与又は貸付の申請書及び受領証を農林水産大臣に提出する。
- (4) ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施することとし、原則として、接種地域の外側から発生地側に向けて迅速かつ計画的に実施する。
- (5) ワクチン接種を実施するに当たっては、譲与又は貸付されたワクチンの用法及び用量に従い、対象家畜の異常の有無及び発生地との関係を確認する。注射事故があった場合には、衛生管理課に連絡しその指示に従う。
- (6) ワクチン接種を実施した家畜は、規則第13条の規定に基づき標識を付し、と畜場以外への移動を当分の間禁止することとし、その後の発生状況に応じその取扱いを衛生管理課で検討する。
- (7) 都道府県知事は、ワクチン接種後、ワクチンを使用した旨、農林水産省消費・安全局長に報告する。

8 感染源及び感染経路の究明

本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、都道府県畜産主務課は、衛生管理課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、4及び6の調査及び検査結果を基礎とし、家畜、人及び車両の移動、飼料の利用、物品の移動、渡り鳥及び野生動物との接触の可能性、気象条件等を網羅的に調査する。

農林水産省は、これらの調査の結果に基づく専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。

9 防疫対策組織

(1) 現地対策本部（家畜保健衛生所等）

本病発生地の実際的な防疫活動を組織的かつ円滑に行うことを目的として、現地を管轄する家畜保健衛生所等を中心とした現地対策本部を設置し、本部長の下に次の各班を置くとともに、管内の市町村、関係機関及び関係団体による管内連絡会議を逐次開催する。

総務班・・・関係機関との連絡調整、管内連絡会議の開催、管内の防疫活動の計画・調整、現地で必要な人員・資材の確保、文書管理、経理及び防疫資材の出納事務を行う。

病性鑑定班・・・届出、調査等により入手された情報により現地に急行し、検診する。また、病性鑑定のための採材、搬送等を行う。

発生地班・・・発生農場に常駐し、当面の防疫が一段落するまでの防疫措置（立入禁止、殺処分、消毒等）を指揮する。

評価班・・・殺処分家畜等の評価を行う。

検診班・・・発生地周辺地域の緊急検診及び摘発検査を実施する。

追跡班・・・発生家畜と関係のある家畜の疫学調査及び防疫上の指示を行う。

移動規制班・・・移動の規制、と畜場・家畜市場等の監視、移動許可書の発行等制限地域内の防疫措置に係わる指導を行う。

(2) 都道府県対策本部（都道府県）

本病発生都道府県は、現地の防疫方針の策定、農林水産省、関係都道府県、関係機関等との連絡調整、現地の防疫活動への指示・支援を行い、円滑な防疫対応を図ることを目的として、都道府県対策本部を設置し、本部長の下に次の各班を置くとともに、関係部局を構成員とする庁内連絡会議を開催する。

総務班・・・防疫方針の策定、予算編成・執行、情勢分析、農林水産省、関係機関との連絡調整及び庁内連絡会議の開催を行う。

情報班・・・発生情報の防疫情報の授受及び収集、広報資料の作成、広報連絡及び問い合わせの対応を行う。

防疫指導班・・・現地調査、防疫措置の企画及び指導並びに発生原因その他の疫学調査を行う。

病性鑑定班・・・病性鑑定用材料の採取、同材料の受入れ及び送付並びに病性鑑定を行う。

防疫支援班・・・焼埋却、消毒等防疫用の資機材の調達及び配布、防疫要員の動員、関連事業の調整及び機動力の確保を行う。

流通調査班・・・家畜、畜産物、飼料等流通状況の調査及び調整を行う。

庶務班・・・所要経費の確保、手当金等の支出に関する事務を行う。

(3) 中央対策本部（農林水産省）

農林水産省は、国際機関、関係府省庁、関係都道府県及び関係機関等との連絡調整、防疫方針の企画及び決定、情報収集、防疫措置に関する指示及び専門家との連絡調整等の業務内容に応じた体制を構築し、円滑な防疫対応を図ることを目的として、中央対策本部を設置し、本部長の下に次の各班を置くとともに、牛豚等疾病小委員会を開催するほか、省内関係部局で構成する省内連絡会議の開催及

び関係地方農政局との連携を図る。

また、動物衛生研究所に対しては、病性鑑定、疫学調査の実施、防疫措置に係わる援助等を行うための対策本部の設置を要請する。

総務班・・・防疫方針の企画及び決定、予算の編成及び執行、会議の開催、情勢分析、関係機関との連絡調整及び牛豚等疾病小委員会、省内連絡会議の開催を行う。

情報班・・・情報の授受及び収集、国民への周知並びに問い合わせの対応を行う。

防疫指導班・・・発生現地の調査、防疫措置の指導、病性鑑定に関する都道府県及び動物衛生研究所との調整並びに疫学調査を行う。

防疫支援班・・・ワクチンの準備、消毒資材等の確保、家畜防疫員の動員及び関係事業の調整を行う。

庶務班・・・予算の措置、手当金等の支出に関する事務を行う。

動物検疫所・・・輸出入検疫強化、防疫措置支援及び疫学調査支援を行う。

動物医薬品検査所・・・ワクチンの検査及び防疫措置の支援を行う。

第3 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法の開発が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

3 適切な飼養衛生管理方法の助言等

本病の発生を的確に予防する観点から、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家畜の所有者及びその組織する団体に対し、法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守等による、家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導するとともに、本病の発生の予防に関する知識及び必要な技術の普及・啓発に努める。

第4 その他

1 家畜の検査と主な病変

以下、典型的な本病の症状に対応した検査と主な病変を示すが、ウイルス株のタイプによっては、鼻・口部のびらん、潰瘍等軽度の症状しか示さないことがあることにも留意し、症状の経過、群内での広がり、疫学調査結果等を踏まえ判断する必要がある。また、その判断に際しては、現地の臨床疫学的情報を十分に収集した上で衛生管理課及び動物衛生研究所と協議する。必要に応じてデジタルカメラ等を用いた通信画像も協議に活用する。

(1) 牛

潜伏期：通常2～8日（1～21日の範囲）

臨床症状：発熱、過度の流涎、咀嚼困難、急性の跛行、著明な一般状態の悪化。妊娠牛ではまれに流産がおこる。泌乳牛では乳量の減少がみられる。幼若牛は本病の特徴的な症状を示さず死亡することがある。老令牛では発生率は高いが、死亡率は2～3%である。

検査法：異常畜及び同居畜の少なくとも10%について体温を測定する。側桿応用法及び鼻鉗子で牛を保定し、口腔の検査を行う。保定の際、ロープ又は鼻鉗子が病変を隠さないように注意する。滅菌済みの軍手等を使用して舌を引き出し、口がい、頬部、鼻中隔及び舌を検査する。乳房及び乳頭を同時に検査し、陰門の状態にも注意を払う。蹄を検査するため必要に応じて牛を倒し、できれば検査前に蹄を洗ったほうがよい。圧痛に注意する。破裂していない水疱を見出すには数多くの牛を検査することが必要である。

口腔の病変：水疱は発病後6～8時間以内に現われ、通常24時間以内に破裂するので、破裂する以前の初期病変を見出すことは容易ではない。30時間までは、上皮には灰白色の斑点があり、この上皮はたやすくはがれ、爛斑となる。病変の回復は非常に早い。

発病後5日を過ぎると、最初の病変を見出すことは困難となるが、2～4週間後でも、瘢痕を見出すことができるものもある。

蹄の病変：口腔の病変と同一時期に現れる。水疱は6時間目には明らかに認められ、10時間目までは数多くの水疱が趾間に発生する。水疱形成は広範囲に起こり、24～30時間以内に破裂する。病変は蹄冠部にも存在する。蹄病変部には2次感染がしばしばおこるが、良好な状態のもとでは、回復は早い。蹄に手をふれると著明な疼痛症状を示す。

乳房の病変：水疱は12時間以内に乳頭、乳房に現れる。水疱は30時間以内に癒合し、破裂する。乳房及び乳頭では上皮が剥離し、爛斑となるが、回復は早い。

その他：子牛は、症状を示さず突然死亡することがあり、その場合水疱は死後検査により第一胃壁に発見される。

(2) 豚

潜伏期：通常2～10日（1～21日の範囲）

臨床症状：豚では、病変は蹄部に多く見られ、このため跛行が最も気付きやすい。口腔粘膜及び鼻鏡の病変は非常に小さい。幼豚では、通常急性胃腸炎及び心筋の変性が起こる。感染子豚は哺乳を嫌い、弱くなり、元氣消失し、悪臭を伴う下痢をする。子豚の死亡率は60%にもおよぶことがある。成豚では跛行がひどく、歩くことを嫌う。

検査法：豚は通常、蹄の疼痛性病変により歩くことを嫌う。口腔を十分に検査するためには、麻酔を行う必要があり、ペントバルビタールナトリウムの耳静脈内又は腹腔内注射あるいは塩酸ケタミンの筋肉内注射を行う。豚開口器の使用は口腔粘膜及び舌の検査のためにはよい方法である。趾間を離しておくために包帯が使用される。病変部は、著明な圧痛がある。

口腔及び鼻鏡の病変：口腔、鼻鏡に形成される水疱は一般的に小さいものが多いが、ウイルス株によっては大きな水疱を形成する。水疱は上皮が破裂後痂皮ができ、通常1～2週間で回復する。

蹄の病変：水疱は蹄の趾間、蹄冠部に現れ、そのほか中手骨（腕前骨）の部位にも現れる。水疱は、通常24時間以内に破裂し、蹄の剥離が起こり、しばしば完全に蹄が脱落する。蹄の再生は早く数週間で回復するが、落蹄等を伴う重症例では起立や歩行が困難で廃用となるものもある。

2 病性鑑定用材料の採取と送り方

(1) 水疱材料が得られる場合

ア 材料：水疱上皮1g以上（異常畜の舌又は口内のものが最良であるが、蹄部のものでもよい。水疱上皮は新鮮な破裂前のものが望ましく、同一群であれば複数頭から集めてもよい。発病当日のものであれば理想的である。）

イ 材料の処理：病性鑑定材料を保存液（水疱液そのものが得られた場合には保存液を要しない。）に入れた送付容器に入れ、密栓し、容器の外側は消毒し、破損や水漏れがないよう更に包装を厳重にして、氷を入れた容器に収めて運搬する。

(2) 水疱材料が得られない場合

ア 材料：食道咽頭粘液、病変部ぬぐい液等（食道咽頭粘液については、採取器による採取後、広口びんに入れ、性状を観察し細胞成分が含まれていることを確認する。胃内容物や血液が混入した場合には、水又は緩衝液で口腔を洗浄し再度採取する。）

イ 材料の処理：食道咽頭粘液は、採取後直ちにその2mlを等量の保存液が入った送付容器に入れて混和密栓する。容器の外側は消毒し、ドライアイス又は液体窒素により急速凍結する。病変部拭い液又は扁桃拭い液の綿棒等で採取した拭い液は、綿棒等が確実に浸る量の細胞培養液（pHは中性に調製）を入れた送付容器に綿棒等のままつけ込み、密栓して外側を消毒し、ドライアイス又は液体窒素により急速凍結する。凍結した材料は、ドライアイスを含めた運搬容器等を用いて、解凍させない状態で運搬する。

(3) 血液採取

ア 材料：血清（常法により血液を採取し、密栓試験管に入ったまま凝固させる。

いかなる血液凝固防止剤（ヘパリン等）も用いないこと。

イ 材料の処理：外側を消毒し、破損しないように包装を厳重にして、容器に収めて、保冷（非凍結）して運搬する。

（４）材料の運搬

動物衛生研究所への運搬は、事前に連絡の上、直接連絡員が持参する。空輸等最も早く確実な運搬方法を選ぶ。検査材料には必ず病性鑑定依頼書を添付する。

3 本病以外の海外悪性伝染病における本指針の準用

本病以外の海外悪性伝染病については、本指針に準じて対応する。

高病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針（案）

【目次】

(前文)

第1 基本方針

- 1 異常家きん等の通報
- 2 殺処分等
- 3 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限
- 4 ワクチン

第2 防疫措置

- 1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置
(1) 異常家きん等の通報、(2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置、
(3) 動物衛生研究所における病性鑑定、(4) 病性の決定
 - 2 病性鑑定結果判明時の措置
(1) 発表、(2) 対策本部の設置、(3) 家畜防疫員の動員、
(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣、(5) 公示、報告又は通報
 - 3 発生農場における防疫措置
(1) 基本事項、(2) 一般緊急措置、(3) 殺処分、(4) 死体の処理、
(5) 汚染物品の処理、(6) 消毒等、(7) 人員の確保、
(8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点
 - 4 疫学関連農場等における防疫措置
(1) 同居歴による疑似患畜、(2) おそれ畜
 - 5 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限
(1) 移動制限区域、(2) 搬出制限区域
 - 6 清浄性の確認のための検査等
(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査、(2) 移動制限の解除後の検査、
(3) 発生農場の経営再開のための検査、(4) その他の区域における措置
 - 7 ワクチン
 - 8 感染経路の究明
- #### 第3 防疫対応の強化
- 1 危機管理体制の構築
 - 2 試験研究機関等との連携
 - 3 監視体制の維持
(1) モニタリングの対象、(2) モニタリング検査の実施

高病原性鳥インフルエンザ（国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines 2000。以下「OIEマニュアル」という。）により高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenzaウイルス。以下「HPAIウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。）の感染による鶏、あひる、うずら又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。以下「本病」という。）は、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きんやその生産物等に厳しい移動制限がかけられ、その国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。また、1997年に香港において鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）の人への致死的な感染被害が確認されて以来、公衆衛生の観点からも非常に重要な疾病として注目されるようになり、家きん疾病の中で最も警戒すべきものとして位置づけられている。

我が国は島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡又はとう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対応するため、同年6月には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の一部が改正され、疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化、移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染した鳥類、本病のウイルスに汚染された家きん卵等の畜産物、飼料、人などが想定される。こうした本病病原体侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置が採られている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行っていくこととする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に本病が発生した時はその被害を最小限に食い止めることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の

撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

本病に係る防疫の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

1 異常家きん等の通報

本病は、一般に、感染した鳥類又は本病起因のウイルスに汚染された排せつ物、飼料、粉塵、水、はえ、野鳥、人、飼養管理に必要な器材若しくは車両との接触により感染することから、家畜防疫員は、獣医師等と連携し、家きん（愛玩鳥を含む。以下「家きん等」という。）の所有者（管理者を含む。以下同じ。）に対し、本病の発生の予防に関する知識及び必要な技術の普及・啓発に努めるとともに、的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準、特に、

すずめ、からす類等の野鳥の、鶏舎等への侵入防止対策を強化すること

ねずみ、いたち類、さらにはえ、ごきぶり等の害虫対策を強化すること

給水用の水は、飲用に適したものが、消毒したものをを用いることとし、少なくとも、野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を家きん等に与えないこと

家きん等の飼養場所（以下「農場」という。）の出入口に消毒槽を設置すること等により、車両、器具、従業員等の消毒を徹底するとともに、関係者以外の農場への出入りを厳しく制限すること

家きん等の導入に当たっては、事前に導入元の衛生状況を把握すること

農場内に複数の鶏舎を有する場合には、鶏舎又は鶏舎群ごとに飼養管理者を適正に配置すること及び作業衣、長靴、器具等を適切に交換又は消毒することにより、鶏舎間での感染を防止する飼養管理を徹底すること

従業員等に対し、衛生管理の方法の教育を徹底すること

家きん等の日常の健康観察を徹底すること

等の事項の遵守による、家きん等の適切な衛生管理の方法について助言又は指導する。

また、本病の症状は多様であり、症状のみで本病を診断することは困難であることから、都道府県は、獣医師及び家きん等の所有者に対し、常に本病の発生を疑い、本病を疑う症例を発見した場合には、死亡家きん等の羽数の多少にかかわらず、直ちにその旨を家畜保健衛生所に通報するよう指導又は依頼する。

2 殺処分等

（1）本病が発生した場合は、法第17条による患畜又は疑似患畜（以下「患畜等」という。）の殺処分、法第21条による患畜等の死体の焼却等、法第23条による

汚染物品の焼却等、法第25条による畜舎等の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要があるが、これらは原則として家きん又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。

- (2) 患畜等の死体及び汚染物品は発生農場（患畜又は疑似患畜の所在する場所を含む。以下同じ。）において焼却、埋却又は消毒することを原則とするが、その数量、現地の地形等によって発生農場で実施困難な場合は、適切な消毒の実施等病原体の拡散防止に万全を期しつつ他の場所に輸送し、焼却又は埋却する。

このため、家きんの所有者は、都道府県と連携し、患畜等の死体及び汚染物品の処理が速やかに実施できるよう、あらかじめ市町村等と協議を行い、その処理方法の検討及び焼却又は埋却の場所の確保に努める。また、都道府県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、日頃より家きん等の所在地、飼養羽数及び飼養形態等並びに所有者の連絡先等の情報を把握するよう努めるとともに、本病の集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却又は埋却が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う患畜等の死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

3 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限

家きん及びその死体等の移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。

移動の制限については、法第32条第1項、第33条及び第34条により、都道府県知事が規則を定めて行うことを原則とするが、制限が広範囲の地域に及び等の場合には、法第47条により、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は、法第32条第2項により、農林水産大臣が自ら区域を指定し、家きん及びその死体等の移動を制限する。

4 ワクチン

本病の現行のワクチンは、重症化の抑制には効果があるものの、感染を完全に防御することはできないとされており、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。このため、我が国の本病の防疫では、早期の発見と感染家きんの迅速な殺処分により短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な防疫方法である。

万が一、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、発生農場の飼養家きんの迅速なとう汰が困難となり又は困難になると判断される場合には、ワクチンの使用を検討することとなるが、都道府県はワクチンの使用に当たっては、農林水産省と協議し、計画的な接種を行うことが必要である。

また、農林水産省は、ワクチン及び注射関連資材の備蓄に努め、ワクチン接種の実施に当たって、都道府県に譲与又は貸付けする等の措置を講ずる。更に、都道府県は、緊急時の防疫資材の入手方法等を検討するとともに、初動防疫に必要な資材の備蓄に努める。

第2 防疫措置

1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置

(1) 異常家きん等の通報

家畜保健衛生所は、獣医師又は家きん等の所有者から、本病を疑う症例を発見した旨の通報又は届出を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立入検査を行う。この際、本病である場合を想定し、病原体の拡散防止等の防疫措置に十分配慮する。

なお、都道府県は、異常家きん等の発見の通報が確実に行われるよう、家きん等の所有者に対し、以下のような本病の病態（病態の明瞭なHPAIウイルスの感染によるもの）等の本病に関する知識の普及・啓発に努める。

ア 疫学的特徴

- ・ 日齢に関係なく発生する。
- ・ 本病に罹患した家きん群等（家きん、人、車両、器具等）との接触により発生する。

イ 主な臨床症状

（家きんの種類又は分離されたウイルス株により症状やウイルスの排出量は異なる。）

- ・ 突然の死亡
- ・ 呼吸器症状
- ・ 顔面、肉冠若しくは脚部の浮腫又は出血斑若しくはチアノーゼ
- ・ 産卵率低下又は産卵停止
- ・ 神経症状（うづくまる、嗜眠、振せん又は羽毛の逆立等）
- ・ 下痢
- ・ 飼料摂取量、飲水量の低下

ウ 剖検所見

- ・ 病変は多様
- ・ 諸臓器又は筋肉若しくは皮下の充出血又は壊死

(2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置

ア 家畜防疫員は立入検査の結果、臨床症状等から本病が疑われる場合には、その概要等を家畜保健衛生所に連絡し、家畜保健衛生所は都道府県畜産主務課に連絡する。なお、法第 5 条、第 3 1 条又は第 5 1 条の検査時に家畜防疫員が異常家きんを発見した場合であっても、これに準じて措置する。

家畜防疫員は、臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、病性鑑定（ウイルス分離検査、血清抗体検査及び病理学的検査）に供する材料（気管スワブ及びクロアカスワブ、血清並びに臓器等）を採取し、家畜保健衛生所において病性鑑定を実施する。

ただし、検査実施前の 3 日間の家きん群の死亡率が 1 0 % 以上（以下「一定以上の死亡率」という。）であることが確認され、臨床症状等から本病の発生が疑われる農場においては、移動の自粛を要請した上で、直ちに臨床症状を呈する家きん及び死亡した家きんを対象に病性鑑定を実施する。

イ 都道府県畜産主務課は、家畜保健衛生所からのアの連絡事項を農林水産省消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）に随時連絡するとともに、家畜保健衛生所における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合には、都道府県公衆衛生担当部局に連絡するなど都道府県内関係部局間の連携を密にするとともに、正確な情報の把握に努め、迅速かつ的確に、衛生管理課、関係都道府県及び関係市町村に連絡するものとする。

なお、ウイルス分離に先立ち、異常家きんの発生状況、ウイルス分離以外の補助的検査により本病が疑われる場合もこれと同様とする。

(3) 動物衛生研究所における病性鑑定

ア 家畜保健衛生所における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は病性鑑定に供した材料（(2) のアの材料に加え、発育鶏卵から採取した尿膜腔液）を、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付し、動物衛生研究所において、A 型インフルエンザウイルスの同定及びウイルスの性状判定を行う。

イ 家畜保健衛生所は、動物衛生研究所に病性鑑定材料を送付するに当たっては、その旨都道府県畜産主務課に連絡し、都道府県畜産主務課は、衛生管理課及び動物衛生研究所に連絡する。

また、動物衛生研究所は病性鑑定の結果を衛生管理課及び都道府県畜産主務課に連絡する。

(4) 病性の決定

病性鑑定の結果に基づく本病の最終的な診断は、原則として家畜防疫員が次のアからウまでにより本病の患畜、疑似患畜又は患畜となるおそれのある家畜（法第 1 4 条第 3 項の患畜となるおそれがある家畜という。以下「おそれ畜」とい

う。)の決定を行う。

ア 患畜

以下のウイルスの感染が確認された家きん

(ア) O I E マニュアルにより判定された H P A I ウイルス

(イ) H 5 又は H 7 亜型の A 型インフルエンザウイルス

イ 疑似患畜

(ア) 家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の結果により患畜である疑いがあると判断した家きん(例えば、一定以上の死亡率が確認され、A型インフルエンザウイルスが分離された家きん。)

(イ) 家畜防疫員が同居歴等の調査結果により患畜である疑いがあると判断した家きん(例えば、患畜と同居している家きん。患畜が確認された農場以外の農場であって発生農場の管理者が日常の飼養管理を行っている農場(以下「同一飼養管理農場」という。)で飼養されていた家きん。患畜又は(ア)の疑似患畜に臨床症状が初めて確認された日又は検査材料を採取した日のいずれか早い日より前(以下「患畜等になる前」という。)21日以内に、患畜又は(ア)の疑似患畜と同居していたことにより、家畜防疫員が患畜である疑いがあると判断した家きん(以下「同居歴による疑似患畜」という。)

ウ おそれ畜

(ア) 同居歴による疑似患畜と同居している家きん。

(イ) 患畜又は疑似患畜が確認された農場から、患畜又は疑似患畜が確認される前7日以内に、人(獣医師、飼料関係者等)、物(飼養管理関係器材等)又は車両(飼料運搬車等)が移動した農場で飼養されていることにより、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん。

2 病性鑑定結果判明時の措置

(1) 発表

ア 発表内容は、あらかじめ定めた様式を参考に、衛生管理課と都道府県畜産主務課とで調整する。

イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、衛生管理課は地方農政局及び厚生労働省等関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は衛生管理課と調整した上で、都道府県公衆衛生担当部局等関係機関、都道府県内市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

ウ 発表は、農林水産省と都道府県の両方で行う。この場合、農林水産省と都道府県は、あらかじめ整備している情報提供ルートに沿って発表内容を関係者に周知する。

エ 衛生管理課及び都道府県畜産主務課に広報担当者を置く。

オ 新たな発生、移動の規制等の事実関係は、必要に応じ、その都度新聞社、テレビ局等の報道機関に資料を配付するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

(2) 対策本部の設置

農林水産省、発生都道府県及び家畜保健衛生所等に対策本部をそれぞれ設置する。家畜保健衛生所等に設置した対策本部（以下「現地対策本部」という。）においては、必要に応じ本病の概要、留意点等を記載した文書を作成し、関係者に配布する。関係機関及び関係団体には、文書で各対策本部を設置した旨を通知し、防疫活動についての協力を要請する。

(3) 家畜防疫員の動員

都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所は、必要な人数の家畜防疫員に対して集合を命じ、その他の家畜防疫員についても当分の間（約2週間）常時その行動や所在を把握する。その後の発生状況等に応じて、本病が発生した都道府県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、衛生管理課に対して、不足員数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼する。

(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣

衛生管理課は、必要に応じ、動物衛生研究所、動物医薬品検査所、動物検疫所等関係機関の協力を得て防疫の専門家を発生都道府県に派遣し、防疫に関する技術的助言を行う。

(5) 公示、報告又は通報

都道府県は、法第13条第4項により本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報を行う。

3 発生農場における防疫措置

(1) 基本事項

ア 現地の家畜防疫員により防疫措置を実施する場合は、現地対策本部長等を総括責任者として定め、かつ、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 日常、農場において作業を行っている者は、まん延防止及び公衆衛生上の観点から、原則として防疫作業にあたらぬこととする。

ウ 農場においては、病原体の拡散を防止するため、野鳥及び野生動物の侵入防止並びにはえ等の衛生害虫の駆除を徹底する。

エ 防疫措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と適切に連携するとともに、防疫作業に従事する者は、防疫衣、マスク、ゴーグル、手袋等を必ず着用し、感染防止に努めるよう十分留意することとし、予防投薬等について公衆衛生部局及び医療関係者の助言を求める。

(2) 一般緊急措置

ア 家きんの所有者に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、都道府県等の協力方針、法第 5 2 条の 2 により行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に基づく不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。

イ 家畜防疫員は、患畜等の所有者に対し、法第 1 4 条第 1 項により、速やかに患畜等の隔離を行うよう指示する。

ウ 種鶏場等ふ卵業務を行っている農場で患畜等が確認された場合は、家畜防疫員は農場の管理者に対し、法第 3 4 条によりふ卵を停止又は制限を行うよう指示するとともに、ふ卵中の卵、ふ卵器等については、法第 2 3 条により、汚染物品としてすべて焼却、埋却又は消毒を行うよう指導する。

エ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法等防疫措置に必要な事項について同本部に確認し、指示を受ける。

オ 発生農場の外部の見やすい場所に発生の標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか綱を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。

カ すべての動物の隔離及びけい留並びに排水口の閉鎖を確認する。

キ ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、家きんの管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。

(3) 殺処分

ア 原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

イ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性の確保の観点に配慮して、殺処分は脊髄断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。

なお、殺処分後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体の消毒を行う。

(4) 死体の処理

ア 法第 2 1 条により、家畜防疫員の指示の下、原則として、発生農場又はその付近において焼却又は埋却を行うこととし、これが困難な場合には、発酵による消毒を行う。

イ 飼養規模、農場の地勢等によりアの措置が困難な場合には、当該死体の消毒、不浸透性容器への密封等必要な措置を講じた上で、当該死体を他の場所へ運搬し、処理を行う。

ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

(イ) コンテナ車両がない場合は、床及び側面を 1 枚のシートで覆い、更に死体

積載後、上部をシートで覆う。

(ウ) 車両には、消毒液を搭載するとともに、処理する場所まで家畜防疫員が同行する。

(エ) 運搬後は、車両及び資材を(6)に準じて直ちに消毒、焼却又は埋却を行う。

エ 処理を行う場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

オ 焼却又は埋却する場合は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)別表2の基準により行う。

(5) 汚染物品の処理

ア 患畜等となる前7日以内に、当該患畜等又はその排せつ物に接触し又は接触したおそれのある次のような物品を汚染物品とする。ただし、発生農場由来の家きん肉又は家きん卵のうち、それぞれ食鳥処理場又は食用卵集配センター(以下「GPセンター」という。)等で既に食用に処理されていたものは、原則として汚染物品には当たらないものとする。

(ア) 家きんの部分(肉、骨、臓器、羽毛)

(イ) 家きんの生産物(卵)

(ウ) 家きんの排せつ物(糞、尿)

(エ) 飼料及び敷料

(オ) 飼養管理又は防疫作業に用いた車両及び器具

イ 家畜防疫員は、汚染物品の所有者に対し、法第23条により、焼却、埋却又は消毒を行うよう指示する。

(6) 消毒等

ア 家畜防疫員は、発生農場の所有者に対し、法第25条により、農場全体、特に鶏舎の床、壁等の施設について、ケージ、集卵ベルト及び下水・排水溝等の設備の状況を踏まえ、十分に消毒するよう指示する。

イ 消毒は、その対象物に応じ、規則別表第2により行うこととし、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、蒸気等を選定して、少なくとも1週間間隔で3回以上、反復して実施する。

ウ 農場の出入口は、1か所のみとし、人、車両等の消毒を必ず実施する。

エ 患畜等に接触した又は接触したおそれのある器具、衣服等についても消毒を行う。

オ 消毒作業を実施する際には、作業員の衣服等を消毒済みのものと取り替える。

(7) 人員の確保

ア 現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が、関係機関及び関係団体の協力を得て確保する。

イ また、防疫措置の遅延により発生の拡大が見込まれる場合には、発生都道府県は、衛生管理課の調整の下、他都道府県の家畜防疫員の派遣要請を行う。

ウ さらに、想定を超える規模の発生があり、ア及びイによる対応では十分な防疫措置が講じられず、発生の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、衛生管理課と協議の上、都道府県知事より自衛隊への派遣要請を行う。

(8) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点

ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。

イ 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいをを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。

ウ 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。

エ 帰庁(宅)後、移動に利用した車の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。

オ 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の家きん等に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、エの措置を再度実施する。なお、従事者の雇用に当たっては、あらかじめ、家きん等の飼養の有無を調べ、家きん等を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、慎重を期する。

4 疫学関連農場等における防疫措置

同居歴による疑似患畜及びおそれ畜が飼養されている農場(発生農場を除く。)を疫学関連農場と、食鳥処理場等の施設(疫学関連農場を除く。)を疫学関連施設とし、以下の措置を行う。ただし、疫学関連施設で飼養されている疑似患畜又はおそれ畜が、(1)のア又は(2)の病性鑑定の結果、患畜と決定された場合にあっては、原則として当該疫学関連施設を中心とした半径5 km以内の家きん飼養農場に対し、法第32条第1項により、直ちに生きた家きん、死亡した家きん、家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限し、臨床症状を確認するとともに、必要に応じてウイルス検査及び抗体検査を実施する。また、法第33条及び第34条により、当該区域の清浄性が確認されるまでの間、家きんの品評会等の家畜を集合させる催物の開催等を制限する。

(1) 同居歴による疑似患畜

ア 家畜防疫員は、同居歴による疑似患畜の所有者に対し、法第14条第1項により遅滞なく当該家きんを隔離するよう指示するとともに、直ちに、当該疑似患畜の病性鑑定を実施する。

イ 法第32条第1項により当該疫学関連農場又は当該疫学関連施設の家きん、その死体、家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動の制限を指示する。

(2) おそれ畜

家畜防疫員は、おそれ畜の所有者に対し、法第14条第3項により当該家きんについて21日を超えない範囲内において期間を定め、一定の区域外への移動の制限を指示するとともに、当該おそれ畜の経過観察を行うとともに、必要に応じて病性鑑定等を実施する。

5 移動の制限及び家畜集合施設の開催等の制限

都道府県知事は、患畜等の発生を確認し、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある場合には、法第32条第1項により、家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、当該都道府県の区域内において移動を制限する区域(以下「移動制限区域」という。)又は区域外への搬出を制限する区域(以下「搬出制限区域」という。)を定めるとともに、法第33条及び第34条により、家きんの品評会等の家畜を集合させる催物の開催等を制限する。

(1) 移動制限区域

ア 範囲

- (ア) 原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、衛生管理課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大又は縮小することができる。
- (イ) (ア)で定めた範囲については、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、半径5kmの範囲まで縮小することができる。
- (ウ) 範囲の設定は、市町村等行政単位の区域、又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なもので定める。

イ 期間

原則として、最終発生に係る防疫措置の完了後21日以上期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して衛生管理課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 内容

- (ア) 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。また、家畜防疫員は、愛玩鳥の所有者に対し、移動の自粛を要請する。
- (イ) 飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置する。
- (ウ) 移動制限区域内の食鳥処理場、GPセンター、ふ卵業務を行う種鶏場等の施設は、イによる移動制限の期間の終了又は次のエによる移動制限の除外ま

での間閉鎖し、食用卵輸送車の消毒などにより、ウイルスの拡散防止の徹底を図る。

(エ) 移動制限区域内における食鳥処理場以外の場所における自家と殺等の処理及びふ卵を停止し、又は制限する。

(オ) 品評会などの家きんを集合させる催物等を開催を停止する。

エ 移動制限の除外

発生状況、清浄性の確認状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先の病原体拡散防止措置状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、(ア)から(カ)までに該当する場合は除外することができる。

(ア) 発生農場を中心とした半径5 km以内の区域を除く食鳥処理場、GPセンター等の再開

(イ) 移動制限区域外から区域内の食鳥処理場、GPセンター、農場等へ直接搬入する生きた家きん、家きんの卵の移入

(ウ) 発生農場を中心とした半径5 km以内の区域を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(エ) 移動制限区域内及び移動制限区域外の保管、焼却、加熱処理又は発酵処理を目的とした施設への家きんの卵及び家きんの排せつ物の移動

(オ) 加熱、発酵等により、ウイルスを不活化するのに十分な処理がなされた家きんの卵及び家きんの排せつ物の移動制限区域内及び移動制限区域外への出荷

(カ) その他、家畜防疫員が本病の病原体をまん延させるおそれがないと認めたもの

(2) 搬出制限区域

ア 範囲

(ア) 原則として、移動制限区域以外の区域で、移動制限の開始時に(1)のアの(ア)で設定した区域とする。ただし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、範囲を縮小することができる。

(イ) 範囲の設定は、市町村等行政単位の区域、又は道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適当なもので定める。

イ 期間

原則として、最終発生に対する防疫措置完了後21日以内の期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 内容

(ア) 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な器材、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の搬出制限地域外への移動を禁止する。また、家畜防疫員は、愛玩鳥の所有者に対し、移動の自粛

を要請する。

- (イ) 生きた家きんについては、区域内での移動及び区域外から区域内への移動は可能であるが、食鳥処理の場合を除き、移動先で必ず21日間以上けい留し、家きんの所有者が臨床症状を観察する。
- (ウ) 飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、幹線道路等に必要な消毒ポイントを設置する。
- (エ) 種鶏場等のふ卵業務は、搬出制限区域内及び搬出制限区域からの種卵を用いた業務に制限する。
- (オ) 品評会などの家きんを集合させる催物の開催を停止する。

エ 搬出制限の除外

(1) のエの(ア)から(オ)までに該当する場合のほか、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、衛生管理課と協議の上、搬出制限区域外の食鳥処理場、GPセンター等への家きん及び家きん卵の直接搬出については除外することができる。

6 清浄性の確認のための検査等

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

都道府県は、最終発生に係る防疫措置の完了後直ちに、移動制限区域及び搬出制限区域内の立入検査により、家きん等の臨床検査、家きん等又は死亡した家きん等のウイルス分離検査及び血清抗体検査を行い(第1次清浄性確認検査)、更に最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日目以降同様の検査を行って(第2次清浄性確認検査)、清浄性が確認された場合、順次、制限地域の縮小、解除を行う。

(2) 移動制限の解除後の検査

移動制限の解除後、原則として3か月間、当該区域内の農場の監視を継続し、家きんの所有者から死亡羽数等の状況を報告させるとともに、第3の3に準じ、少なくとも1回、立入検査による家きん等の臨床検査、家きん等又は死亡した家きん等のウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

(3) 発生農場の経営再開のための検査

発生農場においては、3の(6)のイによる反復消毒終了後、当該農場の環境中(鶏舎の床、壁、天井等)のウイルス分離検査を行うとともに、清浄性確認のための家きん(以下「モニター家きん」という。)を導入し、立入検査によるモニター家きんの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行い、清浄性を確認した上で、経営を再開する。

(4) その他の区域における措置

ア 家畜防疫員は、すべての家きん飼養農場等に対し、本病の特性、野鳥との接触の防止等の防疫対策、臨床症状の確認の励行等について周知徹底を図る。

イ 家畜防疫員は、飼育ハト等愛玩鳥の飼育者に対しても、本病の特性等について周知徹底を図り、発生時における防疫措置の協力を要請する。

7 ワクチン

ワクチンは、原則として、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、発生農場の飼養家きんの迅速なとう汰が困難となり又は困難になると判断される場合に、法第31条により実施することとし、必要に応じ、農林水産大臣は法第47条によりその旨指示する。

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所、その他必要な場所とし、発生時に必要に応じて発生地域を含む関係都道府県の施設等に移送する。
- (2) 衛生管理課は、発生状況等を踏まえ、ワクチンの使用を検討する。衛生管理課からワクチン接種を行う旨の連絡があった都道府県畜産主務課は、接種地域、接種家きん等について、衛生管理課と協議する。
- (3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条により該当都道府県に譲与又は貸付けし、該当都道府県畜産主務課は、譲与又は貸付けの申請書及び受領証を衛生管理課に提出する。
- (4) ワクチン接種は、譲与又は貸付けされたワクチンの用法及び用量に従い、原則として、法第31条により家畜防疫員が実施することとし、迅速かつ計画的に接種する。注射事故があった場合には、速やかに衛生管理課に連絡し、衛生管理課の指示に従う。都道府県畜産主務課は、ワクチン接種後、ワクチンの使用状況等について、衛生管理課に報告する。
- (5) 都道府県畜産主務課は、ワクチン接種を実施した家きんについて、標識し、その移動を制限するとともに、接種家きん農場等は、すべての接種家きんが処分等されるまでの間、家畜防疫員による監視を行う。

8 感染経路の究明

本病のまん延防止と再発防止のためには、感染経路の究明が重要であり、感染経路の究明には、科学的なデータに基づいた詳細な疫学的調査が不可欠である。

このため、本病が発生した場合は、農林水産省は、獣医学の専門家のほか、野鳥、野生動物等の専門家で構成する疫学調査チームを立ち上げ、発生地において、担当家畜保健衛生所等と連携し、材料の採取及び検査、家きん、人、車両及び物品の移動、野鳥等との接触の可能性並びに気象条件等の網羅的な疫学調査を実施し、感染経路の究明に努める。

第3 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。特に、本病については、本病を含むA型インフルエンザウイルスの人の健康に対する影響を考慮し、患畜等が確認された時点で、農林水産省は厚生労働省に対し、都道府県畜産主務課は公衆衛生担当部局に対し、それぞれ速やかに連絡が行えるような体制の構築が必要である。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法、特に、感染を完全に防御する等より有能なワクチンの開発等が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所、大学等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努めるものとする。

また、本病は、世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、試験研究機関と連携し、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局その他の国際機関との積極的な情報交換に努めるものとする。

3 監視体制の維持

本病の発生を迅速に発見する監視体制を常に整備し、本病の防疫措置を適切に実施するため、都道府県畜産主務課は、地域の実態にあったモニタリングプログラムを作成し、これに基づき家畜保健衛生所においてモニタリングを実施する。

(1) モニタリングの対象

ア 原則として、毎月1回、1家畜保健衛生所当たり1農場、1農場当たり6週齢以上の家きん又は死亡した家きん1種ごと10羽以上を対象とする。

イ 都道府県内で確認された死亡野鳥についても、調査の対象とする。

(2) モニタリング検査の実施

(1)について、病性鑑定(ウイルス分離検査及び血清抗体検査)を実施する。なお、ウイルスが分離されずに血清抗体のみが陽性の場合には、再検査を実施することとし、ウイルスが分離された場合には、第2の1の(2)のイ及び(3)に

より対応する。

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）

【目次】

(前文)

第1 基本方針

第2 防疫措置

1 病性決定までの措置

- (1) 異常牛等の通報等
- (2) 死亡牛の届出等
- (3) サーベイランスの実施
- (4) と畜場への出荷牛
- (5) 検査等
- (6) 病性決定までの連絡及び通報体制

2 発生時の対応

- (1) 患畜、疑似患畜の範囲
- (2) 患畜発生農場等における措置
- (3) 疫学関連農場の措置
- (4) と畜場における発生時の措置

3 感染源及び感染経路の究明

- (1) 疫学調査の実施
- (2) 感染源及び感染経路の究明

第3 その他

1 危機管理体制の構築

2 試験研究機関等との連携

3 本病の患畜の確認に関する情報の伝達

4 牛の個体識別台帳の利活用

【本文】

牛海綿状脳症（BSE）（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下「本病」という。）は、BSEプリオンを病原体とする牛のプリオン病であり、2年以上の長い潜伏期間の後、行動異常、運動失調等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月の経過で死に至る疾病である。

本病は、1986年に英国において初めて確認され、その後、英国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の患畜が確認された。また、1990年代にはヨーロッパ大陸に広がり、2004年 月までにヨーロッパを中心に か国で発生が報告されている。我が国においても、平成13年9月、初めて本病の患畜が確認され、その後、平成16年 月までに 頭の患畜が確認されている。さらに、平成15年6月にはカナダで、12月には米国で初めての本病の患畜が確認されている。

本病は、空気感染や接触感染をするものではないが、BSEプリオンに汚染された飼料等の摂取により感染するとされており、このような本病の特徴を踏まえ、その発生予防及びまん延防止を図るためには、家伝法に基づく各種措置を適切に実施するとともに、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「BSE特措法」という。）に基づく死亡牛の検査、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく飼料の給与禁止措置等各種対策を的確に実施する必要がある。

本指針は、このような認識の下に、我が国で最も警戒すべき家畜伝染病の一つである本病に関して、国、都道府県（以下「県」という。）市町村等が連携して取り組んでいくべき、的確な発生予防及びまん延防止措置の実施、迅速かつ正確な情報の伝達等の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくこととする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、BSEプリオンに汚染された飼料が牛に給与されないよう、輸出国における本病の発生状況及び発生リスクに関する情報に基づいた的確な輸入検査を実施し、また、反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料の反すう動物への給与禁止措置を確実に実施し、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛又は死亡した牛の検査及び検査に基づく措置を的確に実施し、そのまん延防止を図ることが重要であり、これらの対策を着実に遂行することにより、本病の清浄国への早期復帰に努めることが基本となる。

関係者にあっては、本病に係る防疫の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体

となって、これらの発生予防及びまん延防止の措置の的確な実施のための体制の維持を図るとともに、発生時において迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

第2 防疫措置

1 病性決定までの措置

(1) 異常牛等の通報等

ア 県畜産主務課は、家畜の所有者、管理者、獣医師等に対し、農場段階において治療に反応せず「性格の変化」、「音、光、接触等に対する神経過敏」、「頭を低くし柵等に押しつける動作を繰り返す」若しくは「歩様異常又は後躯麻痺」という進行性の臨床症状（以下「特定臨床症状」という。）を呈した牛（以下「異常牛」という。）又はと畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等によりと殺・解体禁止となった牛を発見した時は、その旨を速やかに家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）に通報するよう周知する。

イ アの通報を受けた所長は、家伝法第51条に基づく家畜防疫員（以下「防疫員」という。）による立入検査の実施を指示する。防疫員は、届出事項を調書に正確に記録した上で、遅滞なく県畜産主務課に報告し、県畜産主務課は、農林水産省消費・安全局衛生管理課（以下「衛生管理課」という。）に報告する。

ウ 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、イによる立入検査若しくは防疫員が行うその他の検査により、異常牛と判断された牛又は防疫員が経過観察が必要と認めた牛について、BSEの患畜となるおそれがあるものとして21日間を超えない範囲内で家伝法第14条第3項に規定する移動の制限の指示を行い、その間に臨床症状を確認し、異常牛と判断された牛は、家伝法第2条第2項に規定する疑似患畜として家伝法第20条の規定に基づき病性鑑定を行う。

また、立入検査等に当たって、特定臨床症状が確認された牛の死体が確認された場合も、病性鑑定を行う。

なお、本病が否定された場合であっても、必要に応じて類症鑑別を行う。

エ 本病の症状が確認できないような全身症状を呈するものであって、敗血症、高度の黄疸等の理由によりと殺・解体禁止となった牛について、県食品衛生主務課から通報を受けた場合は、必要に応じて家伝法第14条第3項に規定する家保の監視下による移動の制限を実施し、特定臨床症状を確認する。防疫員は、とう汰処分される24か月齢以上の牛が必ず本病の検査を受け、陰性のもの以外が化製処理等に供されないことを確認する。

オ 県畜産主務課は、獣医師等関係者に対し、特定臨床症状のみならず、ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛及び起立困難又は起立不能を示し原因が特定

できない牛を確認した場合にも、速やかに家保に連絡するよう周知し、生産段階における本病の検査の適切な実施についての協力を求める。

(2) 死亡牛の届出等

ア 届出の方法等

県知事は、死亡牛を的確に把握及び処理するため、24か月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師（獣医師による検案を受けていない牛の死体については、その所有者）がBSE特措法第6条第1項に基づき、当該牛の死体の所在地を管轄する県知事へ文書又は口頭で遅滞なく届出を行うよう、関係者に周知し、協力を依頼する。

イ 届出事項の報告

県畜産主務課は、死亡牛の届出状況について、家伝法第5条第3項の規定に基づく(5)のウの(ア)の報告に合わせ、衛生管理課あて報告する。

(3) サーベイランスの実施

家保は、生産段階における本病の発生の確認のため、以下の牛を対象としてサーベイランスを行うものとし、本病の検査を実施した場合には、衛生管理課あて報告する。

ア 2の(1)のイの規定により疑似患畜とされた牛（疑似患畜と決定する以前に病性鑑定を行った牛も含む。）

イ 本病を疑う中枢神経症状等を呈した牛

(ア) 1の(1)のウの規定により異常牛と判断され、疑似患畜とされた牛

(イ) と畜場における生体検査で奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状等により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛

ウ BSE特措法第6条第2項の規定により、本病の検査を受けることとされた死亡牛（イの(イ)に該当するものを除く。）

なお、当該牛の実態を正確に把握する必要があるため、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに分類し、報告する。

また、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「BSE特措法施行規則」という。）第2条により届出が除外される死亡牛（と畜場でと殺された場合を除く。以下同じ。）についても、家伝法第16条の規定によりと殺された場合及び防疫員が病原体を散逸されるおそれがあると判断した場合を除き、原則として本病の検査を実施し、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに分類し、報告する。

(ア) ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症、ダウンナー症候群等が疑われるものを含めた中枢神経症状を呈した牛及び起立困難又は起立不能で原因が特定できない牛でイの(ア)以外のもの

(イ) と畜場における生体検査で上記イの(イ)以外の理由により、と殺・解体禁止となり、死亡し又はとう汰された牛

(ウ) ア、イ並びにウの(ア)及び(イ)以外の牛であって死亡し又はとう汰されたもの

エ その他

ア、イ及びウ以外の牛であって防疫員が必要と認めたもの。具体的には24か月齢未満のものであって、ウの(ア)から(イ)までのいずれかの条件に該当する牛等。

(4) と畜場への出荷牛

県は、と畜者に対し、防疫措置を的確かつ迅速に実施するため、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛個体識別法」という。）第13条第2項に基づくと殺の届出が遅滞なく行われるよう指導する。

(5) 検査等

ア 検査体制

(ア) 家保

a 家保は、エに留意し解剖及び採材を行い、迅速診断検査を実施する。当該検査の結果、陽性の場合には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に検体材料を送付する。

b 死亡牛については、あらかじめ次の事項に留意して必要な管理等の手順を定める。ただし、県畜産主務課が、あらかじめ衛生管理課と協議した場合にあっては、この限りでない。

(a) 施設の要件

死亡牛のストックポイント、検査材料採材施設及びこれらに附帯する施設（以下「ストックポイント等」という。）は、他の場所と明確に区分されていること。

ストックポイント等は、洗浄及び消毒が可能な構造及び設備となっていること。

廃水及び廃棄物は必要に応じて消毒が行える構造及び設備となっていること。

作業員及び作業車輛の消毒のための設備を備えていること。

病原体の散逸を防ぐための措置を適切に講じることができること。

(b) 管理等の手順

防疫員又は県が指定する者（以下「防疫員等」という。）は、保管場所において検査対象牛の死体と届出事項を確認し、採材を行い、検査中の適切な管理について自ら行うとともに、関係者に対して必要な指示を行うこと。また、本病に関する試験研究を推進するため、患畜と診断された牛が動物衛生研究所等において適切に試験研究に利用でき

るよう、家保における本病の検査が陽性となった時点で頭部を直ちに冷凍保存する等の必要な措置を講ずるよう努めること。

採材及び保管に際しては、病原体の散逸防止のため、保管、洗浄、汚水の消毒等を適切に実施すること。

防疫員等は、検査終了後の死亡牛に検査済みの標識等を行い、当該標識等の付されたもののみが保管場所から搬出されるよう措置すること（本病の感染が確認された場合は直ちに2に基づく措置をとること。）

検査済みの死亡牛の移送、焼却、埋却、化製処理若しくは肉骨粉の焼却等が適切に行われ、かつ、確実に確認できること。

から までの措置が確実にとられたことを記録として残し、個体ごとに確認できること。

その他防疫員等が必要と認めた事項に関すること。

(1) 動物衛生研究所

家保から送付されてきた検体材料については、原則としてウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査により確定検査を実施する。

イ 検査手法及び診断

原則として、検査は家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に基づき実施し、診断は家保における迅速診断検査が陽性で、かつ、動物衛生研究所におけるウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査がいずれも陽性、又はいずれか一方が陽性の場合、陽性と判定する。また、必要に応じて、確定診断のための「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会プリオン病小委員会」を開催する。

ウ 死亡牛検査の実施状況の報告等

(ア) 所長は、死亡牛検査の実施状況を取りまとめ、県畜産主務課に報告し、県畜産主務課は所長からの報告を取りまとめ、衛生管理課へ報告する。

(イ) BSE特措法施行規則第2条により届出が除外される死亡牛について、本病の検査を実施した場合にも、その結果を衛生管理課へ報告する。

エ 本病の検査に係る解剖・採材に当たっての留意点

本病の検査に係る解剖・採材に当たっては、大きなシートの上又は施設及び汚水が消毒可能な場所で解体し、死体はすべて焼却する。ただし、疑似患畜以外のものにあつては、陰性が確認された後に化製処理を行い、焼却し、又は埋却することを妨げない。

解剖・採材終了後、使用したゴム手袋等焼却可能な物品はすべて焼却し、その他、器具、解剖室等は適切な方法により消毒する。

(6) 病性決定までの連絡及び通報体制

ア 異常牛等の通報があつた場合

(ア) 家畜の所有者、獣医師等から異常牛等の通報を受けた所長は、直ちに、当該県畜産主務課（以下「検査県畜産主務課」という。）に連絡するとともに、疑似患畜と判断された場合は病性鑑定（迅速診断検査）を実施し、当該牛が飼養されていた農場等における防疫措置（移動の自粛等、と畜場由来のものは出荷農場の特定等）に着手する。

なお、出荷農場が当該県外であることが確認された場合には、出荷農場が所在する県の畜産主務課（以下「出荷県畜産主務課」という。）に連絡し、連絡を受けた出荷県畜産主務課は、直ちに、出荷農場の特定等を行うとともに出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）に着手する。

(イ) 家保は、病性鑑定（迅速診断検査）の結果が陽性であった場合には、検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は、直ちに、県食品衛生主務課、出荷県畜産主務課及び衛生管理課に連絡するとともに、動物衛生研究所へ確定検査の依頼を行う。出荷県畜産主務課は、引き続き出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）を実施する。

(ロ) 動物衛生研究所は、確定検査の結果を衛生管理課及び検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は検査県食品衛生主務課及び出荷県畜産主務課へ、衛生管理課は出荷県畜産主務課及び厚生労働省へ、それぞれこの旨を連絡する。また、本病と診断された場合は、検査県及び衛生管理課は、確定診断の結果を公表する。県は、家保、市町村、団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

イ サーベイランス検査の場合

(ア) 家保は、迅速診断検査の結果が陽性となった場合には、検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は、県食品衛生主務課、出荷県畜産主務課及び衛生管理課に連絡するとともに、動物衛生研究所へ確定検査の依頼を行う。

(イ) 衛生管理課は、厚生労働省及び出荷県畜産主務課に陽性結果を連絡する。連絡を受けた出荷県畜産主務課は、出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）に着手する。

(ロ) 動物衛生研究所は、確定検査の結果を衛生管理課及び検査県畜産主務課に連絡する。連絡を受けた検査県畜産主務課は検査県食品衛生主務課及び出荷県畜産主務課へ、衛生管理課は出荷県畜産主務課及び厚生労働省へ、それぞれこの旨を連絡する。また、本病と診断された場合は、検査県及び衛生管理課は、確定診断の結果を公表する。県は、家保、市町村、団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

ウ と畜検査における場合

(ア) 検査県畜産主務課は、検査県食品衛生主務課からと畜検査（迅速診断検査）での陽性結果及び出荷県等について連絡を受けた場合は、直ちに衛生管理課

及び出荷県畜産主務課に連絡する。

- (イ) 出荷県畜産主務課は、直ちに出荷農場の特定等を行うとともに、出荷農場における防疫措置（移動の自粛、疫学調査等）に着手する。衛生管理課は、出荷県畜産主務課に陽性結果を連絡するとともに、出荷農場の特定状況等を確認する。
- (ウ) 衛生管理課は、厚生労働省から確認検査の結果について連絡を受けたときは、速やかに検査県畜産主務課及び出荷県畜産主務課にその結果を連絡する。また、確定診断の結果、本病と診断された旨連絡を受けたときは、同様にその結果を連絡するとともに、その結果を厚生労働省と連携して公表する。県は、家保、市町村、団体等との連携を密にし、現地の防疫措置を強化する。

2 発生時の対応

(1) 患畜、疑似患畜の範囲

ア 患畜

1の(5)の検査の結果、本病と確定診断された牛は患畜とする。なお、と畜検査により確定診断された牛については、家伝法第58条の手当金の対象にはならない。

イ 疑似患畜

(ア) 患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される次の牛については、疑似患畜とする。

a 当該牛が1歳になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、患畜と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患畜の生まれた農場（牛群）において、患畜が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。

b 患畜が発病する前2年間以内及び発病後に患畜から生まれた産子。

(イ) 1の(5)の検査の結果、陽性とも陰性とも確定診断することができない牛については、疑似患畜とする。

(2) 患畜発生農場等における措置

ア 防疫員のうち、現場を総括することが可能な総括責任者を定め、それぞれの業務分担及び指揮命令系統を明らかにして、現地の防疫員による措置をとる。

イ 防疫員は、同居牛の隔離等の家畜防疫上の指示を行うとともに、体系的な疫学調査を進める。疑似患畜については、順次、殺処分を行い病性鑑定を行うとともに死体は必ず焼却する。

ウ 同居歴により疫学的な関連性がある牛（疑似患畜を除く。）及び中枢神経症状等から患畜となるおそれがある牛については、家伝法第14条第3項に規定する家保の監視下による移動の制限を実施し、特定臨床症状が確認された場合は家伝法第2条第2項に規定する疑似患畜として、家伝法第20条の規定に基づ

き病性鑑定を実施する。特定臨床症状が確認されなかった場合には、移動の制限の期間が終了した後は通常の手扱いとする。

エ 防疫員は、個体ごとの疫学情報等、患畜の発生農場、導入元等における情報等を徹底して収集する。また、国、関係県及び関係機関と連携して、飼料や動物用医薬品等生産段階における肉骨粉等の使用の有無等について確実に把握する。

オ 消毒などの措置

当該農場等は、家伝法第25条に基づき、十分に清掃、水洗及び消毒を行う。

カ 汚染物品の範囲

BSEプリオンによる汚染のおそれがある物品は汚染物品とする。なお、患畜生存時の患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際胚移植学会（International Embryo Transfer Society）の勧告にしたがって採取され取扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品にはあたらない。

キ 防疫員は、(1)のイの(イ)の疑似患畜を発見した場合は、(1)のイの(ア)のa及びbを準用して当該疑似患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される牛について、ウに準じた措置を講ずる。また、当該牛が死亡し、又はとう汰された場合は、1の(3)による本病の検査の結果を確認する。

(3) 疫学関連農場の措置

患畜が飼養されたことのない農場において疑似患畜が飼養されている場合には、当該疑似患畜のみに移動の制限を実施するが、その他の牛については特段の措置を講じない。

(4) と畜場における発生時の措置

ア 迅速診断検査で陽性と判定された場合

(ア) と畜場の所在する県の畜産主務課は、県食肉衛生検査所等を通じて出荷農場の特定を行うとともに、当該牛から生産されたすべてのもの（枝肉、内臓、蹄等）とその所在を特定し、と畜場外に搬出されていないことの確認を行う。

(イ) 当該牛の出荷農場が所在する県の畜産主務課は次の措置を講ずる。

a 当該農場の同居牛について、移動の自粛の要請及び飼養状況、飼料給与状況等の把握。

b 疑似患畜の焼却方法、同居牛の病性鑑定、運搬方法等の検討。

(ウ) 当該牛から生産されたものが所在する県の畜産主務課は次の措置を講ずる。

a 当該牛から生産されたもののうち汚染物品となる可能性のあるものの留保の指導、確認。

b 汚染物品の焼却方法等の検討。

イ 患畜と診断された場合

(ア) 当該と畜場の所在する県の担当家保は、と畜検査員が指導して行うと畜場の消毒、患畜の焼却の確認を行う。

- (イ) 患畜の出荷農場が所在する県の担当家保は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜を特定し、当該県の畜産主務課は2の(2)に定めるところにより病性鑑定、焼却処分及び消毒を行うとともに、肉骨粉飼料、動物用医薬品等の給与及び投与状況等の疫学調査を進める。
- (ウ) 患畜から生産されたものが所在する県の畜産主務課は、次の措置を講ずる。
 - a 患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその留保。
 - b 汚染物品の焼却方法の指示。

3 感染源及び感染経路の究明

本病の再発防止とまん延防止に資するため、感染源及び感染経路の究明を行うことが重要である。特に、本病の場合は発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有し、因果関係の認知が困難であることから、疫学的手法による分析・評価が必要である。

(1) 疫学調査の実施

本病の患畜が飼養されていた農場が所在する県は、国、関係県、関係市町村、関係機関等の協力を得て、当該患畜への飼料の給与状況等の疫学調査を実施する。この場合、本病は科学的に未解明の点多いことから、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査することが重要である。

(2) 感染源及び感染経路の究明

国は、患畜の疫学調査を行う県、動物衛生研究所、独立行政法人肥飼料検査所等と協力して、本病の原因とされるBSEプリオンの飼料等への混入の可能性の有無を確認するため、飼料等の原材料の流通経路、成分等に関する調査を実施するなど、専門家の疫学的な分析手法を踏まえた感染源及び感染経路の究明に努める。

第3 その他

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、国、県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。

また、県は、万一の発生の際には、円滑な防疫措置を講じることができるよう、周辺県及び県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ等を実施し、防疫体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 試験研究機関等との連携

本病は科学的に未解明の点多いことから、本病の発生予防やまん延防止措置を

的確に推進していくため、本病に関する知見の収集や試験研究の積極的な推進が必要である。このため、国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、ヨーロッパを中心に世界各国で発生がみられることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、国は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

3 本病の患畜の確認に関する情報の伝達

本病の患畜が確認された場合には、国、県等は、当該牛及び発生農場における飼養管理の概要等患畜に関する情報について、プレスリリース、ホームページ等を通じて適切に公表する。

また、公表の際には、本病の特性とともに疑似患畜の隔離など適切な防疫対応が図られていること等についても説明し、当該牛に関連する地域において、本病の患畜が発生した農家のプライバシーに配慮しつつ、過剰な取材を行わないよう報道機関等に協力を求める。

4 牛の個体識別台帳の利活用

本病の防疫措置に当たっては、患畜の生産・出荷農場、患畜との同居牛、疑似患畜等の特定を迅速かつ的確に行う必要があるため、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て、牛個体識別法に基づき農林水産大臣が作成している牛個体識別台帳の情報を適切に利活用する。